

## 原子力発電所の立地に伴う県財政への影響について

	概 要	R 2 年度 実績 ( )内は 累計	2号機が 再稼働 した場合 の増加分	
電源立地地域対策交付金等	<p>(1) 国は、電源開発促進税を財源に、S 49年度から発電所立地自治体等へ電源立地地域対策交付金等を交付</p> <p>(2) 発電用施設の設置に関わる地元の理解促進などを目的として、発電施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設の整備、住民福祉の向上、災害からの住民の安全確保に資する事業に交付</p> <p><b>【主な用途（R 2 年度）】</b></p> <p>○地域振興関連（8.9億円） 県民会館・グラントワ管理運営、福祉医療費助成、乳幼児医療費助成、松江市内（旧東出雲町を除く）に新設・増設する企業への電気料金割引、旧鹿島町内の一般家庭、工場等の電気料金割引 など</p> <p>○防災対策関連（10.6億円） 原子力防災資機材、原子力防災訓練、放射線・温排水測定調査等、信号機の円滑制御化、交通管理システム改良 など</p>	19.5億円 (S51~R2) 521.7 億円	0.4億円  別途、 再稼働に伴 い1度限り 5.0億円	
核 燃 料 税	<p>(1) 原発の立地に伴い安全対策など県が行う施策に財源が必要となることから、島根県が独自に課税（法定外普通税）</p> <p>(2) S 55年に創設され、5年ごとにこれまで8回更新 ※第9期(R 2~R 6)=税率17% [価額割]原子炉に挿入された核燃料の価額(取得価額)の8.5% [出力割]熱出力に対し3ヶ月につき41,100円/kWh...8.5%相当 (廃止措置計画認可後の原子炉については63,000円/kWh)</p>	7.5億円 (S55~R2) 206.7 億円	年平均 4 億円	
	<b>【島根県原子力防災安全等対策交付金】</b>	県 分 (80%)	6.0億円	3.2億円
	(1) 原発の立地に伴い発生する財政需要に鑑み、H27年度から税収額の2割を立地・周辺市に交付	松江市 12%	0.9	0.48
	(2) 原発の立地により必要となる事業であって、原子力防災安全、地域の振興及び住民福祉の向上に資する事業が対象	出雲市 4%	0.3	0.16
		安来市 2%	0.15	0.08
		雲南市 2%	0.15	0.08
原発特措法による財政措置	<p>(1) 国は、「原子力発電施設等立地地域の振興に係る特別措置法」に基づき、原子力発電施設等の周辺の地域の生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に財政支援</p> <p>(2) H13年4月に10年間の時限立法として施行後、H23年4月に10年間延長、R 3年4月に10年間延長</p> <p>①対象地域 旧鹿島町、旧松江市、旧島根町</p> <p>②対象事業 道路、港湾、漁港、消防用施設、義務教育施設</p> <p>③措置内容 補助率嵩上げ (5/10→5.5/10など)、原発債100%充当・交付税措置70% (例)道路の場合 県の実負担 50%→13.5%</p> <p><b>【事業実績（H14~R 2 年度）】</b> 49事業 総事業費約1,464億円（県・松江市計） 松江第5大橋整備、城山北公園線整備など 過去5年間（H27~R1）で約26億円の県負担軽減</p>			